

みずほ中国 ビジネス・エクスプレス（第658号）

2023年4月7日 | みずほ銀行（中国）有限公司 中国アドバイザー一部

～当局政策関連～

平素より格別のご高配を賜り誠にありがとうございます。

■ 注目トピックス

国家発展改革委員会など、重点分野における省エネ標準の更新に向けた通達を公表

国家発展改革委員会は2023年3月17日、市場監督管理総局と連名で『省エネ標準の更新と応用実施の更なる強化に関する国家発展改革委、市場監督総局の通知』を公表しました。同通知はエネルギー消費・汚染物排出量が高いプロジェクトの抑制などを旨とし、工業やエネルギー、インフラなどの重点分野における省エネ標準（業界のエネルギー消費標準と製品・設備のエネルギー効率標準）の更新などを推進する方針です。

■ 直近の重要政策

財政政策

- ✓ 研究開発費用の税前追加控除政策の更なる改善に関する公告
（財政部など、3/27）
- ✓ 小規模零細企業及び個人事業者の所得税優遇政策に関する公告
（財政部など、3/27）



MIZUHO

瑞穂銀行

— WeChat公式アカウント —

■ 注目トピックス

国家発展改革委員会など、重点分野における省エネ標準の更新に向けた通達を公表

国家発展改革委員会は 23 年 3 月 17 日、市場監督管理総局と連名で『省エネ標準の更新と応用実施の更なる強化に関する国家発展改革委、市場監督総局の通知』¹(以下、通達)を公表しました。通達は工業やエネルギー、インフラなどの重点分野における省エネ標準(業界のエネルギー消費標準と製品・設備のエネルギー効率標準)の更新に向けた取り組みを明記し、エネルギー消費が高い製品及び立ち遅れた設備の淘汰、省エネ製品・設備の普及を図るものとしています。

通達は第 20 回党大会(二十大)の方針を貫き、省エネ法や標準化法に加え、『新発展理念を完全・正確・全面的に貫徹し、炭素排出ピークアウトとカーボンニュートラルを実現させることに関する中共中央、国務院の意見』、『2030 年までの炭素排出ピークアウト行動プラン』、『国家標準化発展綱要』、『第 14 次五カ年計画期間における省エネ・排出削減総作業方案』を着実に実行するためのものであり、同日より実施するとしています。

通達の主な内容は下表の通りです。

【図表 1】 通達の主な内容

①重点分野における省エネ標準の更新加速

- 工業分野については、石油加工、化学工業、鉄鋼、非鉄金属、建材、機械などの業界のエネルギー消費標準の改定を加速させる。電機、送風機、ポンプ、圧縮機、電気溶接機、産業用ボイラーなどの設備のエネルギー効率標準も世界先進水準に照準を合わせた見直しを実施する。
- エネルギー分野については、石炭のクリーン・高度利用の促進に加え、新エネルギーや再生可能エネルギーの利用拡大、石油・天然ガスの貯蔵・輸送、パイプライン輸送、送配電関連設備に関する省エネ技術標準の策定に取り組む。
- この他、建築物や都市インフラ、データセンター、通信基地局、コールドチェーン、家電、公共施設(学校、病院など)、農業などの分野における省エネ・低炭素化に関する技術標準の整備も進める。

②重点業界のエネルギー消費標準の更新

- 重点業界のエネルギー消費標準は先進値、参入値と限定値に分かれる。先進値は国内外同業界の先進水準で、原則として業界上位5%前後の企業のエネルギー効率を採用する。
- 参入値は新設・増設及び改設プロジェクトが満たさなければならない水準で、原則として業界上位20%前後の企業のエネルギー効率を採用する。
- 限定値は既存企業の生産活動には達成しなければならない水準で、老朽化した製品と劣化した生産能力(エネルギー消費が高い製品及び立ち遅れた設備)の20%前後を淘汰したことを前提に算出するもの。

¹ 中国語原文は下記の URL よりダウンロードできます。

https://www.ndrc.gov.cn/xxgk/zcfb/ghxwj/202303/t20230317_1351321.html

【図表 1】 通達の主な内容

③重点製品・設備のエネルギー効率標準の更新

- 重点製品・設備のエネルギー効率標準は3級(一部は5級)に分かれる。
- 1級は国内外同類製品・設備の先進水準で、原則として上位5%前後の製品・設備のエネルギー効率を採用する。
- 2級は省エネ型製品や新設・増設及び改設プロジェクト調達設備の認定基準で、原則として上位20%前後の製品・設備のエネルギー効率を採用する。
- 3級(或いは5級)は生産と販売が認められる最低レベルで、原則としてエネルギー効率が悪い老朽化した製品・設備の20%前後を淘汰したことを前提に算出するもの。

④省エネ標準の実施の厳格化

- 固定資産投資について、新設・増設及び改設プロジェクト及びその主要製品・設備の省エネ標準が参入値と2級に達しなければならない。
- 生産能力が過剰な業界では、主要製品・設備の省エネ標準が先進値と1級に達しなければならない。

⑤省エネ製品・設備の普及に向けた支援策

- エネルギー効率が先進値と1級より優れた製品・設備を優先的に「グリーン産業指導目録」、「低炭素化技術普及リスト」などに盛り込み、政府による省エネ製品の調達を後押しする。
- グリーンファイナンスの発展に注力し、関連企業による債券の発行を支持する。

(通達に基づき、中国アドバイザー一部作成)

■ 直近の重要政策

以下、直近に公表された主な政策をお知らせ致します。

財政政策

研究開発費用の税前追加控除政策の更なる改善に関する公告

(原文: 关于进一步完善研发费用税前加计扣除政策的公告)

財政部 稅務總局公告 2023 年第 7 号

財政部など 2023 年 3 月 27 日公表、23 年 1 月 1 日より実施

【主要内容】

- 企業に対し企業所得稅（法人稅）から追加控除できる研究開発費用（無形資産を形成せず、当期損益に計上）の比率を100%とする。無形資産を形成する場合、無形資産の取得原価の200%をベースに減価償却を行う。
- 本公告は2023年1月1日に遡って適用する。
- 『研究開発費用の税前追加控除政策の更なる改善に関する公告』（財政部 稅務總局公告2021年第13号）、『中小規模ハイテク企業に対する研究開発費用の所得追加控除比率の更なる引き上げに関する公告』（財政部 稅務總局 科技部公告2022年第16号）、『科学技術イノベーションへの支援による所得控除の拡大に関する公告』（財政部 稅務總局 科技部公告2022年第28号）は廃止となる。
- 当局は21年4月に製造業企業に対し企業所得稅から追加控除できる研究開発費用の比率を100%に引き上げるとした後、昨年4月にその適用対象に中小規模のハイテク企業を盛り込み、9月に適用対象を一部の一般企業（75%の追加控除率を適用する企業）まで拡大した²。今回は昨年末まで期限になった一部の現行政策の実施を継続するものとした。
- 稅務總局は同政策を実行する際のガイドラインも公表した³。

中国語原文は以下のリンクをご参照ください。

http://szs.mof.gov.cn/zhengcefabu/202303/t20230327_3874849.htm

² 同公告では適用対象の制限に関する文言を削除したが、『研究開発費用の税前追加控除政策の改善に関する通知』（財稅〔2015〕119号）では、①タバコ、②宿泊・飲食、③卸売・小売、④不動産、⑤リース及びビジネスサービス、⑥娯樂などの業種を同政策の適用から除外すると明記した。

³ 関連内容は下記の URL より参考できます。

<http://www.chinatax.gov.cn/chinatax/n362/c5185945/content.html>

財政政策

小規模零細企業及び個人事業者の所得税優遇政策に関する公告

(原文：关于小微企业和个体工商户所得税优惠政策的公告)

財政部 稅務總局公告 2023 年第 6 号

財政部など 2023 年 3 月 27 日公表、2023 年 1 月 1 日～2024 年 12 月 31 日実施

【主要内容】

- 小規模零細（薄利）企業の年間課税所得が100万元以下の部分に対し、その25%を課税金額とし、20%の企業所得税（法人税）率を適用する。これにより実質的な税率は5%となる。
- 個人事業者の年間課税所得が100万元以下の部分に対し、現行の優遇措置を適用した上、更に個人所得税を半減する。
- 本公告でいう小規模零細（薄利）企業とは、国が制限や禁止をしない業界において事業を行う、かつ①当年度の課税所得が300万元以下、②従業員数が300人以下、③総資産が5,000万元以下という3つの条件すべてを満たす企業を指す。
- 従業員数の計算対象については、正社員のほか派遣社員も含まれる。従業員数と総資産の計算方法については、企業の各四半期の平均値をベースに算出する。
- 四半期の平均値 = (期初値 + 期末値) ÷ 2。
- 通年の各四半期の平均値 = 各四半期の平均値の合算 ÷ 4。
- 本公告は2023年1月1日から2024年12月31日まで実施、昨年末まで期限になった一部の現行政策の実施を継続するもの。
- 稅務總局は本公告を着実に実行するため、具体的な適用方法などを定めた公告も公表した。

中国語原文は以下のリンクをご参照ください。

http://szs.mof.gov.cn/zhengcefabu/202303/t20230327_3874806.htm

(各公開資料に基づき、中国アドバイザー一部作成)

【照会先】

担当者：中国アドバイザー一部 張巍

Tel : 021-3855-8888 (Ext : 1185)

E-mail : uei.zhang@mizuho-cb.com

政策の適用にあたり、具体的な実務手続き等については、所在地の主管部門または法律事務所等にお問い合わせください。

Copyright © 2023 Mizuho Bank (China), Ltd.

1. 本資料は法律上・会計上・稅務上の助言を目的とするものではありません。本資料中に記載された諸条件及び分析は仮定に基づいており、情報及び分析結果の確実性や完全性を表明するものではありません。また、当行との取引においてご開示頂く情報、鑑定評価、各種機関の見解、また政策法規・金融環境等の変化によっては、本資料に記載の仮定やスキームと乖離が生じ、提示した効果が得られない可能性があります。本資料については、そのリスクを充分ご理解の上、貴社ご自身の判断によりご利用下さい。当行は本資料に起因して発生したいかなる損害について、その内容如何にかかわらず、一切責任を負いません。
2. 本資料中に記載された企業情報は、公開情報及び第三者機関から取得した情報に基づいて作成しており、当行が顧客との取引において知りうる機密事項や非公開情報等は一切含まれておりません。
3. 本資料中に記載された情報は、当行が信頼できると考える各方面から取得しておりますが、その内容の正確性・信頼性・完全性を保証するものではありません。また、引用された出所元の資料及び文言に含まれる、または解釈される可能性のある意見や論評は、記載された出所元の意見や論評であり、当行の意見や論評を表明するものではありません。
4. 本資料の著作権は原則として当行に帰属します。本資料については貴社内部の利用に限定され、いかなる目的であれ、いかなる方法においても、無断で本資料の一部または全てを、第三者へ開示、または複写・複製・引用・転載・翻訳・貸与する等の行為について固く禁じます。